

(仮称)新潟市文書館条例骨子(案) 修正箇所

前回 (R2. 10. 1)	修正箇所を赤字標記
<p>○ 設置 新潟市公文書管理条例(令和3年条例第〇〇号)の趣旨にのっとり、特定歴史公文書(同条例第〇条第〇号に規定する特定歴史公文書をいう。以下同じ)を適切に保存し、市民等の利用に供するとともに、本市の歴史を検証し、<u>広く</u>情報を発信するため、新潟市文書館(以下、「文書館」という。)を新潟市北区太田 817 番地に設置する。</p> <p>○ 事業 文書館は前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1) 特定歴史公文書を保存し、一般の利用に供すること。 (2) 本市の歴史に関する資料の収集及び調査研究を行うこと。 (3) 本市の歴史編さん及び歴史に関する情報発信を行うこと。 (4) <u>保存資料</u>の公開・利用を促進すること。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事業</p> <p>○ 施設 文書館に、次に掲げる施設を置く。 (1) <u>資料公開室</u> (2) <u>閲覧室</u> (3) <u>講座・映像室</u> <u>講座・映像室は事業に支障のない範囲において、各種の行事、集会等の利用に供することができる。</u></p> <p>○ 休館日 文書館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる (1) 日曜日 (2) 月曜日 (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (4) 12月29日から翌年1月3日まで</p> <p>○ 開館時間 文書館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。</p> <p>○ 利用の許可 ○ 利用の制限 ○ 利用の取止めの申出 ○ 使用料 ○ 使用料の徴収時期 ○ 使用料の免除 ○ 使用料の不還付 ○ 許可外の利用の禁止 ○ 行為の制限 ○ 許可の条件 ○ 許可の取消し等 ○ 原状回復 ○ 損害賠償 ○ 規則への委任 ○ 附則 ○ 別表</p>	<p>○ 設置 新潟市公文書管理条例(令和3年条例第〇〇号)の趣旨にのっとり、特定歴史公文書(同条例第〇条第〇号に規定する特定歴史公文書をいう。以下同じ)を適切に保存し、市民等の利用に供するとともに、本市の歴史を検証し、<u>歴史に関する</u>情報を発信するため、<u>公文書館法(昭和62年法律第115号)第5条第1項の規定に基づき</u>、新潟市文書館(以下、「文書館」という。)を新潟市北区太田 <u>862 番地 1</u> に設置する。</p> <p>○ 事業 文書館は前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1) 特定歴史公文書を保存し、一般の利用に供すること。 (2) 本市の歴史に関する資料の収集及び調査研究を行うこと。 (3) 本市の歴史編さん及び歴史に関する情報発信を行うこと。 (4) <u>所蔵資料</u>の公開・利用を促進し、<u>歴史に関する調査研究を支援すること。</u></p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事業</p> <p>○ 施設 文書館に、次に掲げる施設を置く。 (1) <u>閲覧室</u> (2) <u>資料公開室</u> (3) <u>講座室</u></p> <p>○ 休館日 文書館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる (1) 日曜日 (2) 月曜日 (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (4) 12月29日から翌年1月3日まで</p> <p>○ 開館時間 文書館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。</p> <p>○ <u>講座室の利用</u> <u>講座室は事業に支障のない範囲において、各種の行事、集会等の利用に供することができる。</u> <u>前2条の規定にかかわらず、講座室は、規則で定める団体に限り、休館日または利用時間外においても、利用の許可を得た範囲で利用に供することができる。</u></p> <p>○ 利用の許可 ○ 利用の制限 ○ 利用の取止めの申出 ○ 使用料 ○ 使用料の徴収時期 ○ 使用料の免除 ○ 使用料の不還付 ○ 許可外の利用の禁止 ○ 行為の制限 ○ 許可の条件 ○ 許可の取消し等 ○ 原状回復 ○ 損害賠償 ○ 規則への委任 ○ 附則 ○ 別表</p>